

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第3186号)

令和7年4月3日

横 情 審 答 申 第 3186 号
令 和 7 年 4 月 3 日

横浜市 長 山 中 竹 春 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 松 村 雅 生

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問に
ついて（答申）

令和5年4月21日総人第85号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

令和5年2月6日総人第1519号による「(1)令和4年10月26日13:44送信
メール「【送付】開示請求に係る一部開示の協議について」及び添付文書
(2)令和4年10月26日15:10送信メール「【送付】開示請求に係る一部開示
の協議について（修正版）」及び添付文書」及び「(1)令和4年10月26日
16:30受信メール「RE:【送付】開示請求に係る一部開示の協議について
（修正版）」及び添付文書(2)令和4年10月26日17:12送信メール「RE:
【送付】開示請求に係る一部開示の協議について（修正版）及び添付文書」
(3)令和4年10月28日17:14送信メール「【送付】開示請求に係る一部開示
の協議について（修正版）」及び添付文書」の個人情報一部開示決定に対
する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、令和5年2月6日総人第1519号による「(1)令和4年10月26日13:44送信メール「【送付】開示請求に係る一部開示の協議について」及び添付文書(2)令和4年10月26日15:10送信メール「【送付】開示請求に係る一部開示の協議について(修正版)」及び添付文書」及び「(1)令和4年10月26日16:30受信メール「RE:【送付】開示請求に係る一部開示の協議について(修正版)」及び添付文書(2)令和4年10月26日17:12送信メール「RE:【送付】開示請求に係る一部開示の協議について(修正版)及び添付文書」(3)令和4年10月28日17:14送信メール「【送付】開示請求に係る一部開示の協議について(修正版)」及び添付文書」の保有個人情報を一部開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和5年2月6日付で行った上記1記載の保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件保有個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「旧条例」という。）第22条第7号柱書及び同号エに該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 職員個人のメールアドレスについては、日常の事務において市役所内部の関係者や外部の関係者など、限られた者との連絡に使用されており、公になった場合、いたずらや偽計等に使用されるなどにより、メールアドレスを用いる本来の業務に支障を来すなどの弊害を生じるおそれがあることから、市の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、旧条例第22条第7号柱書に該当し、非開示とした。
- (2) 人事考課書のうち、担当業務の難易度、経験年数上の位置、健康状態等、配慮事項、性格特徴、一次考課者・一次調整者・二次調整者の考課結果、総合評価及び特記事項（以下「人事考課書記載事項」という。）については、本人への開示

時に公開及び周知されている内容以上のことを開示することにより、評価者が適切な評価を行えなくなる等、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、旧条例第22条第7号エに該当し、非開示とした。

- (3) 「「支障行動のある職員への対応に関する要綱」取扱」（以下「要綱取扱」という。）のうち、支障行動のある職員の判断、要綱の運用、手続の流れについては、「支障行動のある職員への対応に関する要綱」（平成17年10月19日制定。以下「要綱」という。）の対象とするか否かの判断過程や手続等が示されており、開示することにより、職員が自己に不利益を及ぼす行動を意図的に避ける等することで、実施機関の適正な判断に支障を来し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、旧条例第22条第7号エに該当し、非開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件保有個人情報の全部を開示するよう求める。
- (2) 上記3(2)及び(3)の理由が不当であるとする。
- (3) メールアドレス以外の事項について非開示とする合理的理由の記載がない。
- (4) 本件処分は不当である。

5 審査会の判断

- (1) 答申に当たっての適用条例について

横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号。以下「新条例」という。）が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、新条例附則第3項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

- (2) 支障行動のある職員への対応に係る事務について

横浜市では、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保を図るため、要綱に基づき、円滑な職場運営を阻害する要因となる行動（以下「支障行動」という。）のある職員のうち、日常的な職場指導によっても支障行動の改善が見込まれず、個別に指導（以下「個別指導」という。）その他の措置を必要とする職員への対応を実施している。

要綱の対象となる職員（以下「対象職員」という。）に該当するか否かの判断

は、所属課長等が記録した行動記録等による職員の勤務状況等を踏まえ、当該職員が所属する区局長及び総務局長との協議により行い、個別指導を行うことが適当と認められる場合には、これを実施する旨を対象職員に告知する。当該対象職員が所属する区局長は、個別指導の実施に当たり個別指導責任者及び個別指導記録作成者を選任し、その開始から一定期間経過後に、支障行動の原因を確認しなければならない。

(3) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、審査請求人が行った別件開示請求に対する一部開示決定をするに当たり、関係課で行われた協議に係るメール及びその添付文書であり、添付文書は、当該別件開示請求の対象となった審査請求人の人事考課書、要綱取扱等から成る。

(4) 旧条例第22条第7号の該当性について

ア 旧条例第22条第7号の規定

旧条例第22条第7号では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの・・・エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」については、開示しないことができると規定している。

イ 職員個人のメールアドレス

実施機関は、職員個人のメールアドレスについて非開示としており、この点について実施機関に確認したところ、職員個人のメールアドレスは、日常の事務において、市役所内部の関係者や外部の関係者など限られた者との連絡に使用されており、一般に公表されていないとのことであった。

そのため、開示することにより、予期しないメールへの対応に時間を割かれる等して、そのメールアドレスを用いる本来の業務に支障を来すなどの弊害が生じるおそれがあることから、本号柱書に該当する。

ウ 人事考課書記載事項

人事考課書記載事項については、審査請求人についての評価、印象、率直な意見等が記載されている。

これらが開示されると、評価者が、審査請求人から批判、反発、苦情、非難等を受けることを懸念し、率直かつ詳細な記載を避け、当たり障りのない記載

をする事態が生じかねない。

したがって、評価者が適切な評価を行えなくなる等、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、人事考課書記載事項は、本号エに該当する。

エ 要綱取扱のうち、支障行動のある職員の判断、要綱の運用及び手続の流れ

当審査会において、本件保有個人情報を見分したところ、支障行動のある職員を対象職員として、要綱の対象とするか否かの判断過程や手続等が記載されている。

これらが開示されると、対象職員として要綱の対象に付される行動の例を把握できてしまい、対象職員として要綱の対象に付されないようにするべく、自己に不利益を及ぼす行動を意図的に避ける等、適正な判断に支障を来し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、要綱取扱のうち、支障行動のある職員の判断、要綱の運用及び手続の流れは、本号エに該当する。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が本件保有個人情報を一部開示とした決定は妥当である。

(第四部会)

委員 板垣勝彦、委員 飯島奈津子、委員 山本窓亜

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和5年4月21日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和5年5月25日	・実施機関から反論書の写しを受理
令和7年1月7日 (第38回第四部会)	・審議
令和7年2月6日 (第39回第四部会)	・審議
令和7年3月6日 (第40回第四部会)	・審議

